

# 屋外広告物規制の見直しについて

～ 秩序ある広告景観をめざして ～

宇都宮市屋外広告物条例の一部改正

宇都宮市屋外広告物条例施行規則の一部改正

屋外広告物表示等禁止地域等の指定(告示)の一部改正

宇都宮市

# 屋外広告物規制見直しの目的と基本的考え方

## 1 背景と目的

屋外広告物は、情報を伝達する手段として有益なものであったり、まちに活気を与えるものもありますが、これらの看板が無秩序に氾濫することにより、自然の風致やまちの美観などを損なうこととなります。

宇都宮市では、この屋外広告物の規制に関する条例として平成8年に「宇都宮市屋外広告物条例」を定め、良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害の防止に努めております。

また、昨年9月に魅力ある街並みと誇りある景観づくりを目指した新たな景観に関する計画として、景観法に基づく「宇都宮市景観計画」と「宇都宮市景観条例」を定め、平成20年1月1日から施行されました。

この計画と条例は、自然や土地利用などの観点から景観特性を区分し、地域特性に応じた良好な景観づくりを推進していくこととしております。

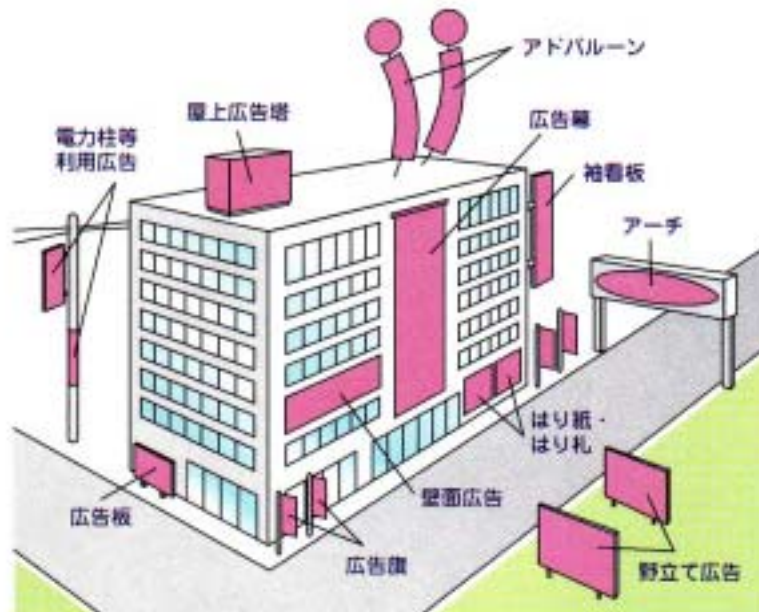
これらを契機に、屋外広告物についても魅力ある景観づくりの重要な役割として、屋外広告物の設置に際して、地域特性に応じた景観への配慮をお願いしようと考えております。

さらに、昨今の違反広告物の問題や安全性の課題などへの対応についても検討が必要となっております。

このようなことから、本市の魅力ある景観形成の推進及び秩序ある広告景観を目指し、宇都宮市屋外広告物条例等の一部改正をし、屋外広告物規制の見直しを行うものです。

屋外広告物とは...

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、具体的には、看板や広告塔、ポスターだけではなく、建築物の壁面等に直接表示するものも含まれます。また、表示内容については、文字だけではなく、商標やシンボルマークなど一定のイメージを与える商業広告や営利を目的しないものも含まれます。



## 2 現状

### (1) 現行の規制区域

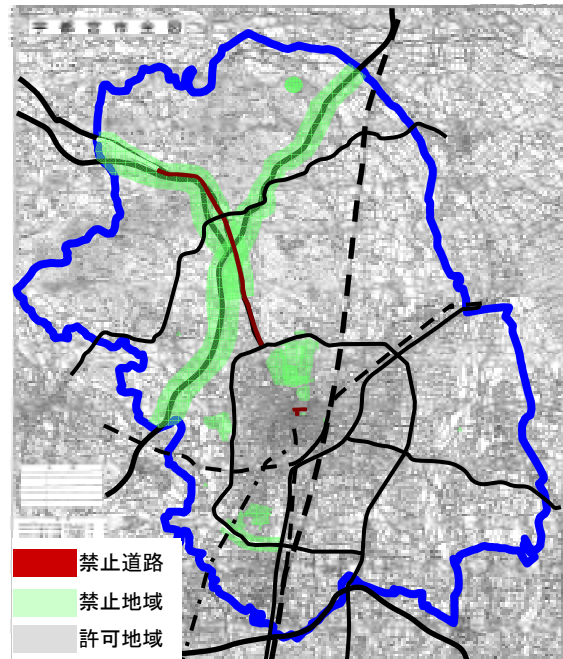
現行条例に基づく屋外広告物の規制は、禁止地域と許可地域に分けられ、許可地域については、都市部や郊外部を問わず、市内全域すべて一律の許可基準で行われています。

そのため、特に郊外部については、都市部で見られる広告物が氾濫し、良好な田園景観を阻害するなど、地域特性に応じたルールづくりが必要となっています。

#### 現行の屋外広告物規制の概略

禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速自動車道沿い</li> <li>・風致地区</li> <li>・都市公園</li> <li>・官公署、学校、図書館等</li> </ul>
許可地域	表示・設置の位置 面積、高さ 等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">             市内全域すべて一律の基準           </div>

屋外広告物規制区域図

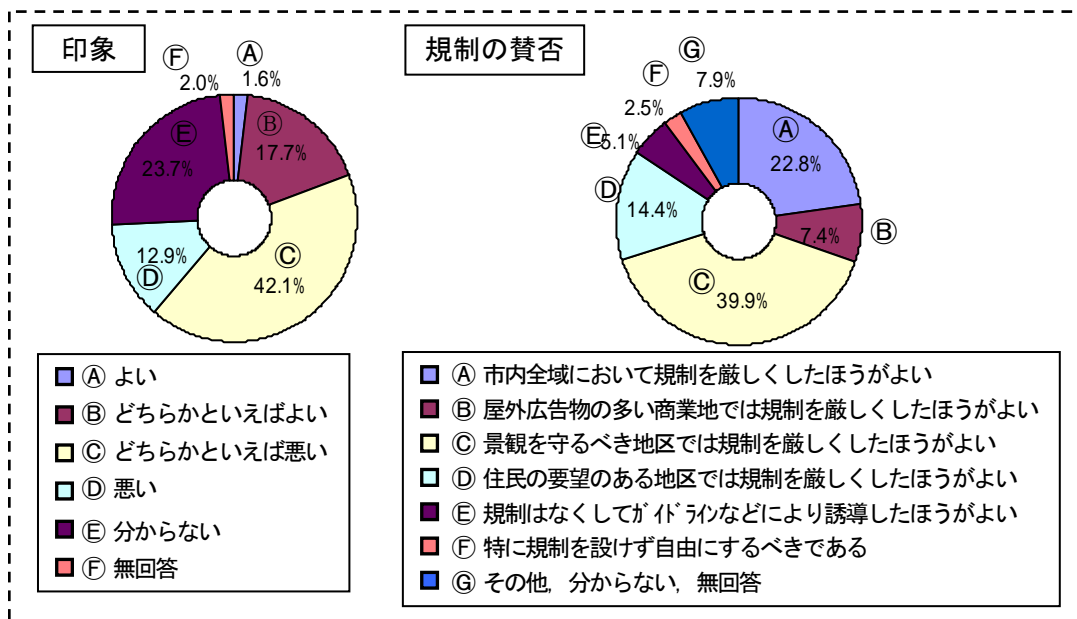


禁止物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう、トンネル、街路樹</li> <li>・信号機 等</li> </ul>
------	----------------------------------------------------------------------------------

### (2) 市民の意識

屋外広告物に関する市政世論調査結果では、屋外広告物の印象について【悪い】が過半数を占めており、また、屋外広告物の規制に対して「規制をきびしくしたほうがよい」が8割を超えています。

このようなことから、市民も屋外広告物に対する規制強化を求めています。



第37回 平成16年度 市政に関する世論調査報告書より

### 3 課題

#### (1) 景観計画との連携

本市の景観特性から、5つのゾーンに分類し、景観形成の方針を明記しています。また、本市の誇れる代表的な景観として、「景観形成重点地区」の候補地域を明記し、今後この重点地区を指定していくこととしています。

その中で、屋外広告物についても景観形成の重要な要素として捉え、景観形成重点地区での制限や景観ゾーンにおける方針を示し、屋外広告物条例での担保を図る必要があります。

地域別景観類型図（宇都宮市景観計画より）



【例 北西部地域のゾーン別方針】

ゾーン	景観形成の方向
自然と親しめる 山地丘陵景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山並みの稜線や緑景観の保全</li> <li>→無秩序な樹木の伐採や宅地開発の抑制</li> <li>→山並みの景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> </ul>
駒生や宝木の 住宅地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「旧街道」の趣を感じさせる景観の保全</li> <li>→街道の景観を阻害する色、デザインの建築物の抑制</li> <li>→屋外広告物の色や大きさ、デザインの抑制</li> </ul>

#### (2) 安全性の確保

平成19年6月19日の新宿区内で起こった看板落下事故を契機に、屋外広告物の設置に対する安全性の確保について、国土交通省から通達（H19.6.25 国都公緑第67号）があり、今後、屋外広告物の安全管理について十分な対策が必要となっています。

#### (3) 未申請広告物及び違反広告物への対応

これまで屋外広告物条例の周知活動や個別での是正指導を行っておりますが、未申請広告物への対策が十分に進んでいない状況です。そのため、今後さらなる啓発活動の強化や是正指導の強化を行う必要があります。

また、違反広告物対策についても、その大半は簡易な広告物（はり紙、はり札、立看板等）であり、今後、景観形成重点地区を指定していく中で、対策強化を検討する必要があります。

## 4 基本的な考え方

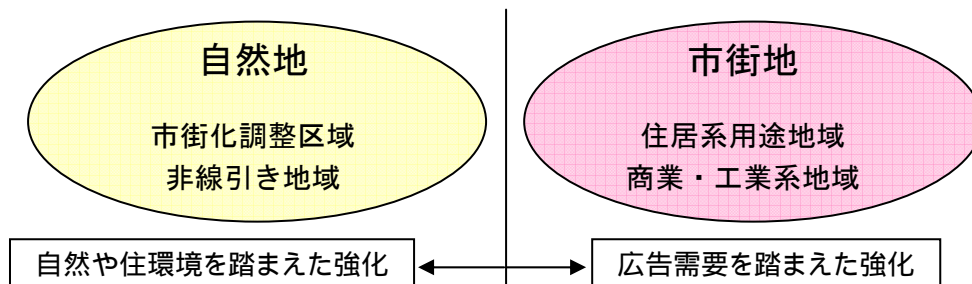
景観計画における景観形成の方針を踏まえ、現在の市内一律の規制基準から景観計画に基づく5つの景観ゾーン、用途地域、屋外広告物の需要等を考慮し、地域ごとの規制基準を設定し、また、景観計画に基づく「景観形成重点地区」など、特にきめ細かな景観形成を進める地区等を別途設ける仕組みづくりを行っていきます。

さらには、屋外広告物の適正な管理を義務付けるとともに、優良な屋外広告物の誘導方策や違反広告物の強化策などを検討することにより、良好な景観形成及び公衆に対する危害防止を図ることとします。

### (1) 屋外広告物規制を見直します

地域特性を踏まえた規制を見直します

北部、北西部の山並みなどの自然環境や、住宅地などの住環境、商業・業務が中心である都心部など、地域の特性や土地利用等を考慮して、屋外広告物が周囲の景観や建築物と調和するよう規制・誘導します。



地区指定によるきめ細かな誘導を図ります

景観計画に基づく「景観形成重点地区」や都市計画法に基づく「地区計画」など、上記の地域とは別に地区内の屋外広告物に関するルールづくりができるよう特別な地区制度を設けて、良好な景観形成を推進します。

安全管理を強化します

屋外広告物を掲出する際には、広告物を管理する者（屋外広告物管理者）の設置を義務化します。

### (2) 優良な屋外広告物の誘導方策を検討します

上記の規制強化と併せて、優良広告物表彰制度や補助金助成など、優良な広告物への誘導方策を別途検討します。

### (3) 違反広告物の強化策を検討します

上記の規制強化と併せて、未申請広告物（特に野立広告物）や違反広告物への是正指導の強化策、除却ボランティア組織の拡大など、違反広告物対策を別途検討します。

# 屋外広告物規制の見直しの内容

## 1 屋外広告物規制の見直しの内容

### (1) 地域特性に応じた規制区域を見直します

屋外広告物の許可地域については、現行の市内一律の基準から、本市の地域特性に応じた屋外広告物の掲出を図るため、下記の方針をもとに、良好な景観形成のための規制基準（高さ、面積、色彩等）を設定します。

土地利用との関連が大きいため、用途地域と一致した区分を基本とします。自然環境と調和した良好な景観形成を図るため、市街化調整区域等の規制を強化します。

宇都宮市景観計画に基づく景観特性を踏まえた区分を考慮します。

現行の地域	規制地域の見直し	景観計画の景観特性
一律の 許可地域	第1種許可地域・・・自然環境等を保全する地域	山地丘陵景観ゾーン
	沿道型許可地域・・・国道及び鉄道沿線の区域	田園集落景観ゾーン
	第2種許可地域・・・住居系の用途地域	住宅地景観ゾーン
	第3種許可地域・・・工業、商業系の用途地域	都心部景観ゾーン 工業流通景観ゾーン

#### 【規制地域の考え方と対象用途地域】

規制基準強 ↑ ↓ 規制基準弱	区分	考え方	対象用途地域
	第1種許可地域	良好な自然環境との調和を図る地域であり、広告物の表示を極力抑制する。	市街化調整区域 用途地域を除く非線引き地域 (国道及び鉄道の両外側50m以内にある区域を除く)
	沿道型許可地域	国道等の沿道でロードサイド型店舗等が立地する地域でもあり、自然環境との調和を図りながら、広告物の表示をある程度抑制する。	国道及び鉄道の両外側50m以内にある区域 (用途地域を除く)
	第2種許可地域	住居を主体とし、中規模な店舗の立地が認められる地域で、広告物の需要が高い地域であり、ある程度の広告物の表示を許容する。	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域
第3種許可地域	商業・業務活動の利便が高く、多様な土地利用が行われ、最も広告物の需要の高い地域であり、広告物の表示を許容する。	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域 工業専用地域	

規制区域ごとの新基準値については、別紙1（改正許可基準及び掲出イメージ）を参照ください。また、見直し後の規制区域図は、別紙2（屋外広告物規制の見直し後の規制区域図）を参照してください。

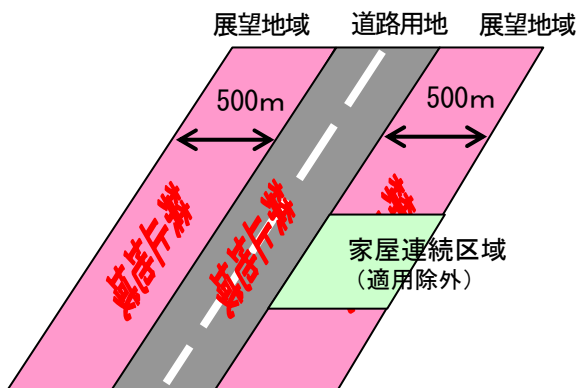
## (2) 禁止地域及び禁止物件を見直します

本市の良好な景観の形成や風致の維持及び公衆に対する危害の防止を図るため、高速自動車道沿線や駅前広場、風致地区などを禁止地域に指定しておりますが、今後も良好な景観形成を推進するため、新たな地域又は物件を禁止地域及び禁止物件に加えます。

### 禁止地域

- ・ 北関東自動車道の道路用地及び展望できる地域
- ・ 宇都宮県立自然公園の区域
- ・ J R 宇都宮駅東口駅前広場
- ・ 東北自動車道の道路用地
- ・ 日光宇都宮道路の道路用地

### 禁止地域指定のイメージ



#### ※1 展望できる地域

道路の両側からおおむね 500m の範囲の地域。  
この場合、山岳等自然の立地条件により広告物が展望できない場合は、その地域から除かれる。

#### ※2 家屋連続区域

建築物間の距離が 50m 間隔で 30 戸以上連続してつながっている地域。

### 禁止地域において掲出可能な広告物があります。

- ・ 国又は地方公共団体が公の目的をもって表示するもの
- ・ 自家用広告物（自己の敷地内に表示するもの）  
（合計表示面積が 15㎡以内のもの）
- ・ 自己の管理する土地に管理上表示するもの  
（表示面積 0.5㎡以内、高さ 1.5m 以下）

など

#### 自家用広告物とは...

自己の氏名、名称、店名若しくは商標及び営業内容を表示するため、自己の事業所、営業所及び作業所等に表示又は設置するもの

### 禁止物件

- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の景観重要建造物及び第 28 条第 1 項の景観重要樹木

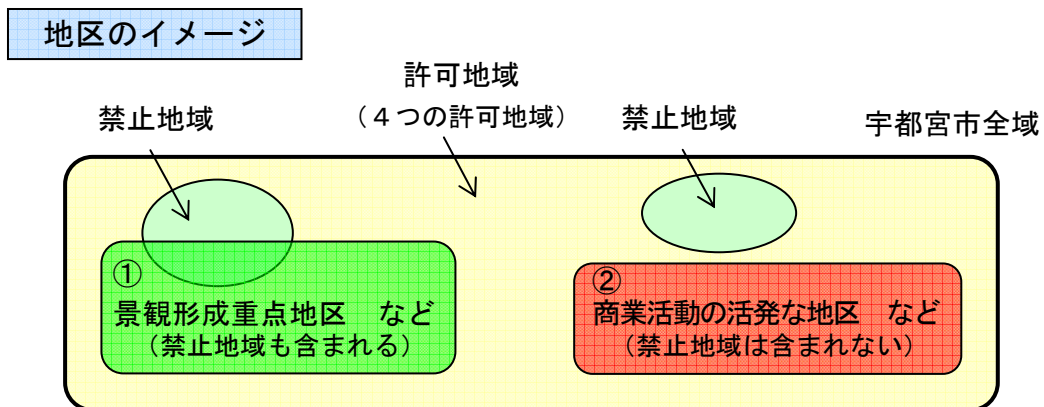
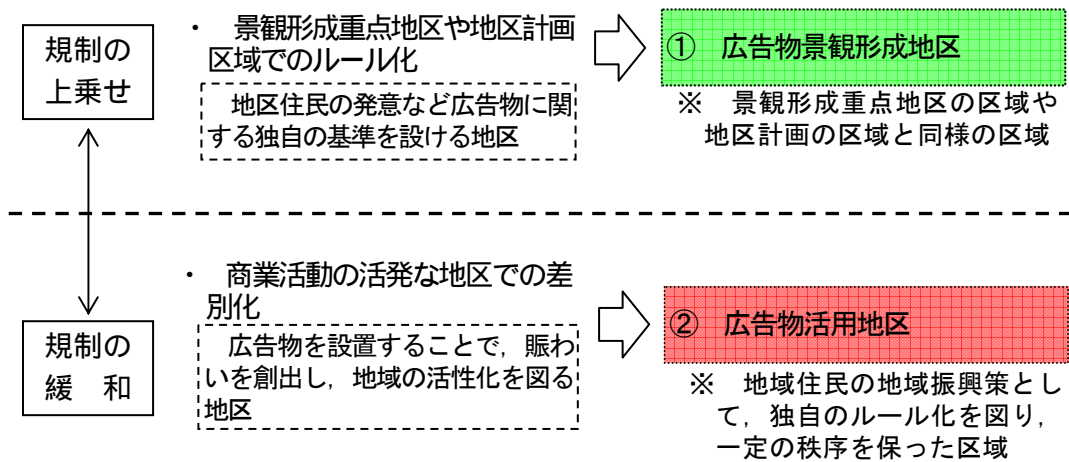
愛着の持てる景観づくりを行うため、市民に親しまれている建造物や樹木は、景観法に基づく積極的な保全・活用を行うこととするため、広告物の掲出を禁止にします。



参考) 景観重要建造物及び景観重要樹木のイメージ

### (3) 独自のルールを定める地区制度を導入します

景観計画に基づく「景観形成重点地区」など、前述の4つの許可地域とは別に、地域独自の良好な景観の保全・創出や地域の活性化を図るため、よりきめ細かな基準（ルール）が定められるような地区制度を導入します。



### (4) 屋外広告物の管理者設置を義務付けます

良好な景観の維持や公衆への危害を防ぐには、広告物を常に良好な状態に保つ必要があります。そのため、現行では任意で広告物の管理者設置をお願いしていましたが、今後は広告物の定期的な点検を行う管理者の設置を義務付けることとします。

広告物の管理者となれる方は...

都道府県や政令市、中核市などで行われる屋外広告物講習会を修了した方  
屋外広告士  
職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、広告美術仕上げに係る方

取り外しが容易なはり紙、はり札、広告旗及び立て看板については、管理者を設置する必要はありません。

定期的な点検をお願いします



## 2 既に許可を受けている広告物の経過措置を設けます

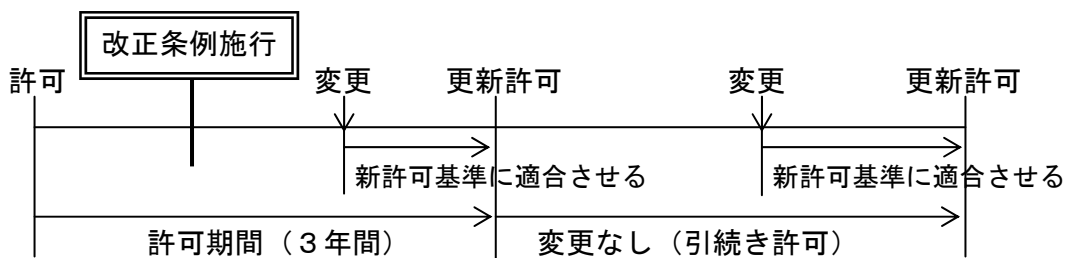
禁止地域や許可地域の見直しにより、条例改正前に許可を受けている屋外広告物については、以下の経過措置を設けることとします。

### (1) 許可地域から禁止地域となる場合

許可地域が新たに禁止地域となる場合における許可広告物については、最大3年間（現行は1年間）表示することができることとします。

### (2) 新許可基準の適用を受ける場合

条例改正前に許可を受けている屋外広告物で、改正後の新許可基準に適合しない広告物については、改修や変更をする時には、新許可基準に適合させることとします。（広告物の大きさを変更したり、建替えをする場合は、新許可基準に合わせていただきます。）



## 3 施行期日

平成20年7月1日です。

ただし、「(4) 屋外広告物の管理者設置の義務付け」については、平成21年1月1日から施行します。

また、新許可基準の適用については、平成21年1月1日から適用します。